

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 山田 正修

署名委員 田中 幹雄

## 奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年10月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		9	岸田 国広
		10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園 三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 2名

1番 濱手 薫 2番 泉 義昭

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 報告事項

11月7日群島農業祭のお知らせ

11月26日奄美農業担い手セミナーの開催について

来年度の改選について 12月の奄美市だより

利用状況調査の提出の締め切り 11月1日(金)まで

闇小作について (地域計画に伴う件)

## 7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第59号	非農地の認定について
議案第60号	奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について（除外）
議案第61号	奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
議案第62号	奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について
議案第63号	奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は14人、欠席者は2人で総会は成立いたしました。

これから、令和6年第10回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、12番 山田 委員と13番 田中 委員 のお二人を指名いたします。

《日程第2》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第57号から議案第63号の7件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《 日程第 3 》

議案第 5 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、前回保留の No. 3 2 と No. 3 6、No. 3 7 について議題といたします。

それでは事務局から前回保留の No. 3 2 と No. 3 6、No. 3 7 について説明を求めます

(池 局長)

事務局

みなさん、おはようございます。

それでは、議案第 5 7 号の 3 条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は売買が 2 件、贈与が 1 件の合計 3 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

始めに No. 3 2 です。先月保留した案件です。

No. 3 2 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字アカレ原の 1 筆の申請です。

農地区分は第 2 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1 7 4 m<sup>2</sup>で贈与による申請となります。

農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

また、3 ページには兄弟の同意書、1 3 ページには営農計画書も提出されております。

また、前回の総会において同意書を添付ということで今回は添付しております。

前回、保留した内容については鹿児島県農業会議と鹿児島県農地調整係に問い合わせたところ鹿児島県農業会議によると農地法 3 条については同意書の添付は求めないとの事でした。

申請書を提出し内容に問題がなければ良いとのことで、今回の申請は聞き取り調査で発覚したものの娘が同居しており、兄弟間で立ち合いのも

と同意があれば十分だということでした。

また、鹿児島県の農地調整係に問い合わせたところ、農業会議と同様、農地法3条については同意書の添付はないものの、その他の定めとして兄弟間での聞き取りでの同意があれば良いとのことでした。

また、同意書については判断する資料の一部であるため添付するのは各市町村に任せるとのことでした。

例えば後々兄弟間で仲が悪くなった件で問題が生じたときは農業委員会については関与しないとのことでした。民民で解決してくださいとのことでした。

奄美市につきましては聞き取り調査等で問題が発生した場合は速やかに事務局に連絡を行い対応していきたいと思っておりますのでご理解の程お願いします。

報告は以上です。

14ページをお開き下さい。

No.36は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字前コムリ原の1筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は2,397㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

続きましてNo.37です

22ページをお開き下さい。

No.37は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字笠利字小田の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,036㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。

また、32ページには営農計画書も提出されております。

因みに申請地につきましては、令和6年7月総会にて申請面積の一部を一般住宅として許可し、今回分筆した土地について3条申請となった次第であります。

以上3件の申請でございます。

議長

(岸田 会長)

保留案件No.32から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。

13番

(田中 委員) 譲受人、譲渡人の説明

議案57号農地法第3条の規定による許可申請No.32の譲受人と譲渡人について調査報告します。

10月15日午後5時30分譲受人に電話で話を聞くことが出来ました。先月の総会で譲渡人が認知症でお会い出来ず、兄弟での同意書を取った方がいいのではとのことになり、今回同意書が添付されております。内容としては先月と変わらず、書類の記載内容に間違いのないことでした。

以上、報告致します。

10番

(土浜 委員) 土地の説明

農地法第3条の規定によるNo.32の土地について調査報告を致します。

10月17日、午後2時20分、事務局の竹山さんと一緒に現地確認をしました。現地は現在、バナナやパパイアが栽培されており別に問題ないと思います。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりでございます。

以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

No.36 お願いします。

10番

(土浜 委員) 譲受人の説明

農地法第3条の規定によるNo.36の土地について調査報告を致します。

10月17日、午後1時30分、譲受人そして事務局の竹山さんと一緒に現地で話しを伺いました。譲受人には後継者もあり規模拡大のためです。問題ないと思います。

以上、報告致します。

10番

(土浜 委員) 譲渡人の説明

10月17日、午後1時40分、譲渡人そして事務局の竹山さんと一緒に現地で話しを伺いました。

長男と農地について話しをしたが農業をやる気はないと言うので売ることでした。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。

10番

(土浜 委員) 土地の説明

10月17日、午後1時30分から50分の間、譲受人及び譲渡人の立会いの下、現地確認をしました。現地は現在、サトウキビが栽培されており、これからもサトウキビを栽培していくとのことでした。

これからも譲受人がサトウキビを栽培していくとの事でした。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号については別紙のとおりでございます。

以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

続いてNo.37をお願いします。

7 番

(里 委員) 譲受人の説明

議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請について譲受人の報告をさせていただきます。

10 月 16 日、午後 3 時 30 分に笠利分室の竹山さんと推進委員の福さんと、自分と譲受人と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。

この農地は 7 月に 5 条申請が提出され許可した農地であります。

地目変更の前に分筆をしたため法務局より 3 条申請が必要との事で申請提出したとの事でした。

営農計画書も提出ありますので問題ないと思います。土地の所在及び権利の設定など記載内容に間違いとの事でした。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

7 番

(里 委員) 譲渡人の説明

議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請について譲渡人の報告をさせていただきます。

10 月 16 日、午後 1 時 30 分に笠利分室の竹山さんと推進委員の福さんと自分と申請の農地に於いて農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。

農地の所在及び権利の設定などに係る単価など記載内容の間違いのないとの事でした。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

7 番

(里 委員) 土地の説明

土地についてご報告をさせていただきます。

農地の現状は斜面になっており段々畑になっている農地でした。綺麗に草刈りされており所所にタンカンとバナナが栽培されていました。

農振外の農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

第 2 項第 1 号第 2 項第 4 号第 2 項第 6 号につきましては別紙のとおりであります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請、保留案件のNo.32とNo.36、No.37について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

#### 《 日程第4 》

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請、No.18～No.19について議題といたします。

それでは事務局からNo.18～No.19について説明を求めます

事務局

(池 局長)

議案第58号の5条許可申請について

33ページをお開き下さい。

今月の5条申請は2件で売買が2件、の申請でございます。

34ページをお開き下さい。No.18です。

No.18の申請内容といたしましては、譲渡人が所有する奄美市名瀬大熊町の1筆の農地の申請です。

農地区分は第3種農地で、都市的整備がされた区域内の農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は150㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。

43ページをお開き下さい。続いてNo.19です。

No.19の申請内容といたしましては、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字仲勝字麦田の1筆の農地の申請です。

農地区分は第3種農地で、都市的整備がされた区域内の農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は149㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。

以上2件の申請でございます。

(岸田 会長)

議長

続いてNo.18から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。

(山田 委員) 譲受人の説明

12番

農地法5条の規定による許可申請書のNo.18について、調査報告致します。

10月22日、午後1時頃、譲受人に直接お会いしてお話しをお聞きいたしました。

譲受人は会社員で31歳、一般住宅を建設予定であります。

転用計画に記入されていますように、現在アパート住まいで手狭なための土地購入であります。

土地の所在、面積、対価等も記載通りであります。

土地の取得費等の資金調達は銀行融資で間違いありません。

事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、位置図、案内図、現況図等の必要書類も添付されています。

許可申請に問題はないと思います。ご審議の程宜しく申し上げます。

(勝 次長) 譲渡人の説明

事務局

農地法5条に係る調査報告を致します。

34ページNo.18の譲渡人が広島県にお住まいですので10月23日午前11時30分頃電話にて申請内容の確認を致しました。  
譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないことを確認致しました。  
委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。  
以上でございます。

(濱手 委員) 土地の説明

1 番

農地法第5条第1項の規定による許可申請書No.18の土地についての調査報告を行います。

10月15日、午後4時頃現地を確認致しました。その土地は道路沿いにあり草刈りなどはないほどの短い草が生えている程度でした。

事前着工もなく問題ないと思います。

以上、報告致します。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

(岸田 会長)

議長

No.19の調査報告をお願いします。

(山田 委員) 譲受人の説明

1 2 番

農地法5条の規定による許可申請書のNo.19について調査報告致します。10月17日、午後6時頃譲受人に直接お会いして、お話をお聞き致しました。

譲受人は会社員で34歳、一般住宅を建設予定であります。

転用計画に記入されていますように、現在アパート住まいで手狭なための土地購入であります。

土地の所在、対価等は記載通りで取得費等の資金調達は銀行融資で間違いありません。

事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、位置図、案内図、現況図等の必要書類も添付されています。

許可申請に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

13番

(田中 委員) 譲渡人、土地の説明

議案58号農地法第5条の規定による許可申請No.19の譲渡人と土地について調査報告致します。

譲渡人ですが10月15日、午後5時30分電話で話を聞くことが出来ました。

土地の所在・対価等書類の記載内容に間違いのないことでした。

土地について報告致します。

10月16日、午後3時30分現地を確認しました。

45ページをご覧ください。土地は和光第一公園近くになります。

現在、この申請地の隣は昨年10月に5条許可された住宅が建設途中です。この土地も雑草など生えておらず、事前着工もございません。

周りは住宅に囲まれていて農業には向いていない土地と判断致します。

以上報告致します。

議長

(岸田 会長)

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請、No.18～No.19について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第5》

議案第59号 非農地の認定についてNo.26～No.28を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第59号 非農地証明願いについて

53ページをお開き下さい。

今回の申請の内訳は名瀬地区3件の申請です。

訂正をお願いします。53ページの土地の所在地等の現況につきましては雑種地となっておりますが原野に訂正をお願いします。それに伴い各非農地証明願いの地目の現況も雑種地ではなく原野となり後日、差し替えいたしましたことを報告します。

それでは事務局から説明いたします。

54ページをお開き下さい

No.26につきましては奄美市名瀬有屋の1筆で2,619㎡の申請であります。

申請地は国立奄美和光園の農道沿い奥に位置しております。

当該農地については現況において原野化しており申請農地と一緒に購入した雑種地と同様17年間使用していないため今回、非農地証明願いを提出した次第です。

続いてNo.27です。

60ページをお開き下さい。

No.27につきましては奄美市名瀬大字西仲勝字池畑原の4筆で891㎡の申請であります。

また、申請地につきましては平成30年の農地利用状況調査において非農地判断を決定した農地で、周りは雑木でおおわれていることから非農地証明願いを提出した次第です。

続きましてNo. 28です。

66ページをお開き下さい。

No. 28につきましては奄美市名瀬大字西仲勝字池畑原の1筆で1,090㎡の申請であります。

申請地につきましてはNo. 27と隣接しており平成30年の農地利用状況調査において非農地判断を決定した農地で、周りは雑木でおおわれていることから非農地証明願いを提出した次第です。

以上3件でございます。

(岸田 会長)

議長

本案に対する担当調査委員による調査報告を求めます。

それぞれNo. 26から順次担当調査委員から報告をお願いします。

(山田 委員) 願出人の説明

12番

非農地証明願い、No. 26の件について報告致します。

10月21日、午後6時に電話にてお話をお伺いいたしました。

土地の表示、面積、現況も記載通りで間違いありませんとのことでした以上、ご報告いたします。

ご審議の程よろしくお願い致します。

(田中 委員) 土地の説明

13番

議案第59号非農地申請No. 26の土地について調査報告致します。

10月16日、午後3時、池局長、岸田会長、榮会長代理、山下推進員と私5名で現地を確認しました。

56ページをご覧ください。場所は和光園横の道を奥に進んで行った先にあります。申請地には手前の雑種地を通って行きました。手前には少し開けた場所もありましたが大部分は大木が生えた森のようになっており農業をするのは難しいと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長

(岸田 会長)

No. 27 の調査報告をお願いします。

事務局

(西 委員の代読 勝 次長) 願出人の説明

調査報告員である西委員が欠席のため事務局から代読させていただきます。  
非農地証明願No. 27 の願出人について説明致します。

10月18日、金曜日午後5時頃、願出人の自宅にてお話しを伺いました。

理由としては申請書にも書いてありますように平成13年相続により土地を所有していますが当時より雑草、木々等が繁殖しており23年以上現状の状態で農地としての利用はされておられませんということです。  
土地の所在、地番、面積とも申請通りで間違いがないということです。  
以上です。

3番

(日高 委員) 土地の説明

土地の所在地、境界が不明確なため10月16日正午頃、願出人に電話にて土地の聞き取り調査をし、おおよその場所を確認しました。

10月16日、午前10時頃、池事務局長、岸田会長、高山推進員と共に現地を調べました。

字図などから基盤整備が入っていない県道小湊朝戸線沿いの長年耕作されてない場所の一部と思われ、平成30年の利用状況調査で非農地判断をしています。

現況も変わらず巨木が生い茂り、再生は困難と思われることを皆さんで確認しました。

以上です。

議長

(岸田 会長)

No.28の調査報告をお願いします。

12番

(山田 委員) 願出人の説明

非農地証明願、No.28の件について調査報告致します。

10月13日、午後5時頃に電話にてお話しをお伺い致しました。

土地の表示、面積、現況も記載通りで間違いありませんとのことでした。

以上、ご報告致します。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

3番

(日高 委員) 土地の説明

非農地証明願No.28の調査報告を致します。

No.27同様、土地の所在地、境界が不明確なため10月15日正午頃所有者に電話にて土地の聞き取り調査をし、おおよその場所を確認しました。

また、所有者はNo.27と姉妹でもありました。

10月16日、午前10時頃、池事務局長、岸田会長、高山推進員と共に現地を調査しました。

No.27同様、字図などから基盤整備が入っていない県道小湊朝戸線沿いの長年耕作されてない場所の一部と思われ、平成30年の利用状況調査で非農地判断をしています。

現況も変わらず巨木が生い茂り、再生は困難と思われることを皆さんで確認しました。

また、隣接する土地は農地のため、所有者には再度利用する場合は土地家屋調査士による明確な境界の判定をするよう調査同日に電話にて申しつけました。

以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.26～No.28の質疑に入ります。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第59号 非農地の認定についてNo.26～No.28について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第6 》

議案第60号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第60号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について

72ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外が1件の申請であります。

申出書の内容につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所 農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願いいたします。

名瀬

農政水産課

(勇 農政水産係長)

農林水産課 勇です。

今回の案件につきましてですが、個別の除外手続が1件となります。

では資料に基づき説明させていただきます。

件1 (ナンバーは10) であります。

申出地は奄美市笠利町大字手花部字小勝川、地目は畑、申出面積は473㎡変更理由としては配電塔建設の為、除外の申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南西へ約2.1キロに位置しております。

集団性を有する現状の農振農用地区域内のはずれに位置し、国道58号線と接しております。

担当としましては、電気通信事業者よりの申請であり、必要性の高い事、また位置としましても除外には問題のない農地と判断いたしますが、

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

以上1件であります。皆さまのご審議をお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.10について、担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。

笠利  
事務局

(竹山 主幹) 申出人の説明

奄美市農業振興地域整備計画の変更除外No.10について調査報告致します。

10月18日金曜日、午前9時30分頃、申出人の担当者に電話で話しを聞くことが出来ました。

現在の配電塔は塩害による錆腐食や経年による老朽化が生じているため

機能を損なう前に移設を行い電力の安定供給を図るための申請との事でした。

皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

笠利  
事務局

(泉 委員の代読 竹山 主幹) 土地の説明

申請地は国道58号線の笠利町手花部小学校近くに位置しており申請地の確認は10月18日金曜日、午後4時30分頃に現地にて土地の現況確認を行いました。

申請地は雑草地と木に囲まれた状況にあり申請内容から申出地周辺の農業利用に支障を期すことは無く申請書のとおり農振地除外に該当すると判断致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.10について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番

(日高 委員)

すいません、私が認識不足かもしれませんけど、まだこの畑は所有者の畑なんですかね。売買する前に事業者が申請とか手続きが解ってなくて農振除外は誰がするのか、これはもう売買は成立しているのでしょうか

名瀬  
農政水産課

(勇 農政水産係長)

お答えいたします。登記簿の情報を確認また申出人と確認を致しました。条件付きの売買成立というかたちになっておりまして、登記上は仮登記。

こちらの申出人の方が取得している状況ですけれども現況は畑ですので仮の状態になっているというかたちでございます。

農地の取得を仮ではなく正当に行う処理を農業委員会に申出することとなります。

現在、仮ですので覚書の提出を頂きまして農振除外、転用等がなされましたら費用負担をして土地売買を成立させ、そのお約束も確認をしているところでございます。

以上です。

3 番

(日高 委員)

仮だったら別に今回、別の方がしたわけですが農地所有者が申請しても良いという話なんですか、どちらでもいいんですか

名瀬

(勇 農政水産係長)

農政水産課

非常に悩ましいところなんですけど原則として土地所有者が申請するものでありますから、あくまでも仮ですので登記上は仮で書き換えられていますけれども前所有者がしなければならないのではないかなと思います。申出書には覚書があり、お約束が成立しており登記も書き換わっておりますので今回は申出人、土地利用者というかたちで提出しております。

事務局

(池 局長)

すいません、補足説明いたします。  
私も気になったので県の農地調整係に問い合わせたところ、あくまでもこれは申出書でありまして、申請ではありません。  
第三者でも申出が出来るということです。そのかわり覚書を提出するという事ですので問題ないということですのでご理解の程お願い致します。

笠利  
事務局

(中村 室長)

農地法の電力関係は認定された事業者からの申請は農業委員会からの許可は不要となっています。  
すでに農業委員会へこの事業者から届け出が提出されております。

議長

(岸田 会長)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第60号奄美市農業振興地域整備計画の変更によるNo.10について、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

《 日程第7 》

議案第61号 奄美市農用地利用集積計画の利用権設定の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について

議案第61号についてご説明いたします。

85ページの総括表をお開き下さい。

総括表から名瀬地区については1件1筆で面積は472㎡、賃貸借契約するものであります。

内容についてご説明いたします。

総括表の1番については2ヶ月遅れの促進ハウスの契約となります。

1年の契約でパッションフルーツを栽培する予定です。

以上、内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

以上です。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第61号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

#### 《 日程第8 》

議案第62, 63号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約と賃貸借契約の決定について議題といたします。

この議案に入る前に 16番、中棚委員、 の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（池 局長）

議案62号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約の決定について

93ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

内容といたしましては笠利地区11件で面積は22,037㎡でございます。

解約理由といたしましては番号1番～9番の耕作者は何も作付けされなく、遊休農地化することになったため解約となりました。

また、番号10番、11番の耕作者については使用貸借から賃貸借契約することで今回解約となりました。

以上であります。

続いて議案63号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について97ページの名瀬地区、99ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が2件で面積は2,679㎡でございます。

また、笠利地区につきましては10件で面積は8,611㎡でございます。その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第62,63号の奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約と賃貸借契約の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

中棚 委員、の入室を許可いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

お疲れさまでした。

閉 会

令和6年10月25日

奄美市農業委員会  
会長 岸田 国広

署名委員 山田 正修  
署名委員 田中 幹雄  
作成者 池 秀平